

2021年(令和3年)1月1日

沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター

## 「住居確保給付金」を申請する皆様、受給中の皆様へ(町村部)

### ～重要なご案内～

「生活困窮者自立支援法施行規則」が改正され、住居確保給付金について、2021年(令和3年)

1月から主に以下の3点が変更されます。

- 1・支給期間
- 2・求職活動要件
- 3・資産要件

#### 1・支給期間の延長

特例により、2020年度(令和2年度)中に新規申請をした方については、延長を3回まで、

支給期間は最長で12か月間まで可能となります。

この場合、原則として、再延長期間の最終月の末日までに3回目の延長申請書を沖縄県就職・生

活支援パーソナルサポートセンターを通じて自治体(福祉事務所)に提出する必要があります。

## 2・求職活動要件

受給月数によって異なります。

沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンターの相談支援を受け、〈支援プラン〉を作成する

必要もあります。

詳細は下の表をごらんください。

受給月数	あなたの状態	必要とされる求職活動要件			
		センターとの相談 (月1回以上)	①企業応募 (週1回以上)	②ハローワーク相談 (月2回以上)	③④⑤ その他の活動
1か月目 ～ 9か月目 (初回・延長・ 再延長中)	離職・廃業	必須	必須	必須	※支援プラン に従う
	休業等	必須	任意	任意	③④⑤ いずれか必須
10か月目 以降 (再々延長中)	全員	必須	必須	必須	※支援プラン に従う

①常用就職※を目的として、企業に応募した(パート・アルバイト等可)

※期限の定めのない、または6か月以上の

雇用契約による就職

②ハローワークでの職業相談

③生計維持のため、パート・アルバイト・副業等

④〈支援プラン〉にもとづく就労準備や家計改善に関する支援

⑤〈支援プラン〉に沿った求職活動

## 3・資産要件

受給が10ヶ月目以降(再々延長中)の場合、資産要件が基準額に3を乗じた額(50万円を超え

る場合は50万円)以下となります。

★その他、詳細はお住まいの町村部を担当する各センターへお問い合わせください。

沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター（町村部にお住まいの方が対象）

中部:098-923-0881（沖縄市美原1-11-3）